

繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(六)付表 平二十五・四・一以後終了事業年度分

前期試験研究費の額の計算に係る	当 該 事 業 年 度		前事業年度又は前連結事業年度		
	①		②		
試験研究費の額	1	円	円		
当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は 前連結事業年度の月数	2	—			
改定試験研究費の額 (1) × (2)	3	円			
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額又は 当期税額控除限度額 4	当期控除可能額 5	翌期繰越額 (4) - (5) 6
	平 平	総額特別	円	円	
	平 平	総額特別			外 円
	計	総額特別			
	当 期 分	総額特別	別表六(六)「6」 別表六(六)「14」	別表六(六)「9」 別表六(六)「16」	外 外
	合 計	総額特別			
平 成 2 1 年 度 分 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額又は 当期税額控除限度額 7	当期控除可能額 8	翌期繰越額 (7) - (8) 9
	平 平	総額特別	円	円	外 円
	平 平	総額特別			外
	計	総額特別			
	当 期 分	総額特別	別表六(六)「6」 別表六(六)「14」	別表六(六)「9」 別表六(六)「16」	外 外
	合 計	総額特別			
平 成 2 2 年 度 分 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額又は 当期税額控除限度額 10	当期控除可能額 11	翌期繰越額 (10) - (11) 12
	平 平	総額特別	円	円	外 円
	平 平	総額特別			外
	計	総額特別			
	当 期 分	総額特別	別表六(六)「6」 別表六(六)「14」	別表六(六)「9」 別表六(六)「16」	外 外
	合 計	総額特別			

別表六（六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項、第2項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法第42条の4の2第2項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第42条の4第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」の各欄の記載に当たっては、試験研究費の額に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を控除した金額を記載します。
- 3 「翌期繰越額6」の各欄の外書には、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第23条第2項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 4 「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、当期が平成25年4月1日前に開始した事業年度である場合にのみ記載します。ただし、「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額9」の各欄並びに「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額12」の各欄については記載しません。